

令和 3 年 1 2 月

第 6 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和3年12月第6回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第81号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号））
議第82号	令和3年度 人吉市一般会計補正予算（第7号）
議第83号	令和3年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議第84号	令和3年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第85号	令和3年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第86号	令和3年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第87号	令和3年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第88号	人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
議第89号	人吉市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
議第90号	人吉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議第91号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議第92号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議第93号	人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
議第94号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
議第95号	人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会設置条例の制定について
諮第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第 8 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 1 3 号 令和 3 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
（令和 3 年 1 0 月 2 8 日専決）

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 13 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 10 月 28 日

人吉市長 松岡 隼人

- 1 令和 3 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 議第 8 8 号 | 人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 8 9 号 | 人吉市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 9 0 号 | 人吉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 9 1 号 | 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 9 2 号 | 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 9 3 号 | 人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 9 4 号 | 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 9 5 号 | 人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会設置条例の制定について |

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 8 8 号

人吉市部設置条例の一部を改正する条例

人吉市部設置条例（平成 4 年人吉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 復興政策部

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 復興建設部

第 2 条第 7 号を削る。

第 3 条第 1 号中カ及びキを次のように改める。

カ 防災、消防その他の危機管理に関すること。

キ アからカまでに掲げるもののほか、他の部の所管に属さない事項に関すること。

第 3 条第 1 号クを削る。

第 3 条第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

(2) 復興政策部

ア 市政の総合的な企画、調整及び広域行政に関すること。

イ 災害復興本部に関すること。

ウ 復興計画・復興まちづくり計画の策定及び推進に関すること。

エ 復興に関する関係機関との連絡調整に関すること。

オ 復興に係る特命に関すること。

カ 秘書及び渉外に関すること。

キ 姉妹都市交流その他地域間交流に関すること。

ク 広報広聴及び地域の情報発信に関すること。

ケ 統計に関すること。

コ 情報化及び電子計算組織に関すること。

サ 市長の特命に関すること。

(3) 市民部

ア 戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること。

イ 国民健康保険に関すること。

ウ 国民年金に関すること。

エ 環境保全、衛生及び公害に関すること。

オ 市税及び土地情報管理に関すること。

- カ まちづくり活動の支援及び育成に関すること。
- キ 防犯、交通安全対策その他安全対策に関すること。
- ク 人権啓発及び男女共同参画に関すること。
- ケ 市民生活、市民相談及び消費者行政に関すること。

(4) 健康福祉部

- ア 社会福祉に関すること。
- イ 児童福祉、障害者福祉及び高齢者福祉に関すること。
- ウ 介護保険に関すること。
- エ 高齢者の医療に関すること。
- オ 健康増進に関すること。

第3条第6号を次のように改める。

(6) 復興建設部

- ア 都市計画及び都市開発に関すること。
- イ 公園及び緑地に関すること。
- ウ 復興に係る基盤整備に関すること。
- エ 道路、河川等に関すること。
- オ 住宅及び建築に関すること。

第3条第7号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(人吉市入札監視委員会設置条例の一部改正)
- 2 人吉市入札監視委員会設置条例(平成19年人吉市条例第27号)の一部を次のように改正する。
第13条中「総務課」を「財政課」に改める。
(人吉市犯罪を許さないまちづくり条例の一部改正)
- 3 人吉市犯罪を許さないまちづくり条例(平成16年人吉市条例第20号)の一部を次のように改正する。
第10条中「総務部防災安全課」を「市民部地域コミュニティ課」に改める。
(人吉市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部改正)
- 4 人吉市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(平成18年人吉市条例第5号)の一部を次のように改正する。
第6条中「防災安全課」を「防災課」に改める。
(人吉市国民保護協議会条例の一部改正)

- 5 人吉市国民保護協議会条例（平成18年人吉市条例第6号）の一部を次のように改正する。
- 第7条中「防災安全課」を「防災課」に改める。
（人吉市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正）
- 6 人吉市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年人吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。
- 第5条中「防災安全課」を「防災課」に改める。
（人吉市交通安全対策会議条例の一部改正）
- 7 人吉市交通安全対策会議条例（平成3年人吉市条例第5号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「総務部防災安全課」を「市民部地域コミュニティ課」に改める。
（人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会条例の一部改正）
- 8 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会条例（平成26年人吉市条例第45号）の一部を次のように改正する。
- 第7条中「企画政策部企画課」を「復興政策部復興支援課」に改める。
（人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の一部改正）
- 9 人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（平成27年人吉市条例第24号）の一部を次のように改正する。
- 第8条中「企画政策部企画課」を「復興政策部復興支援課」に改める。
（人吉市地域公共交通会議条例の一部改正）
- 10 人吉市地域公共交通会議条例（平成22年人吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。
- 第9条中「企画政策部地域コミュニティ課」を「復興政策部復興支援課」に改める。
（人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例の一部改正）
- 11 人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例（平成22年人吉市条例第16号）の一部を次のように改正する。
- 第8条中「企画政策部」を「市民部」に改める。
（人吉市男女共同参画推進審議会設置条例の一部改正）
- 12 人吉市男女共同参画推進審議会設置条例（平成22年人吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。
- 第8条中「企画政策部」を「市民部」に改める。
（人吉市総合計画策定審議会条例の一部改正）
- 13 人吉市総合計画策定審議会条例（昭和45年人吉市条例第7号）

の一部を次のように改正する。

第7条中「企画政策部企画課」を「復興政策部復興支援課」に改める。

(人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正)

- 14 人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年人吉市条例第15号）の一部を次のように改める。

第5条第1項中「市民課」を「地域コミュニティ課」に改める。

(人吉市石野公園事業審議会条例の一部改正)

- 15 人吉市石野公園事業審議会条例（昭和63年人吉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条中「観光振興課」を「商工観光課」に改める。

(人吉市都市計画審議会条例の一部改正)

- 16 人吉市都市計画審議会条例（平成12年人吉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中「建設部管理課」を「復興建設部都市計画課」に改める。

(人吉市奨学生選考委員会条例の一部改正)

- 17 人吉市奨学生選考委員会条例（平成27年人吉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育総務課」を「学校教育課」に改める。

(人吉市指定文化財等保存活用専門会議条例の一部改正)

- 18 人吉市指定文化財等保存活用専門会議条例（令和元年人吉市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会歴史文化課」を「教育部文化課」に改める。

(提案理由)

組織機構改革に伴い部局等の統合再編を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 9 号

人吉市監査委員条例の一部を改正する条例

人吉市監査委員条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（人吉市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

2 人吉市特別職報酬等審議会条例（昭和 4 0 年人吉市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「副市長、教育長及び常勤の監査委員」を「副市長及び教育長」に改める。

（人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

3 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 2 8 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「副市長、教育長及び常勤の監査委員」を「副市長及び教育長」に改める。

別表第 1 中常勤の監査委員の項を削る。

（人吉市長等の退職手当の支給に関する条例の一部改正）

4 人吉市長等の退職手当の支給に関する条例（昭和 5 4 年人吉市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「副市長、教育長及び常勤の監査委員」を「副市長及び教育長」に改める。

第 3 条第 4 号を削る。

（人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

5 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中議員の中から選任された監査委員の項の次に次の 1 項を加える。

監査委員（議員の中から選任された 監査委員を除く。）	月額	2 8 5 , 4 0 0 円
-------------------------------	----	-----------------

(提案理由)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９６条第４項の規定による識見を有する者のうちから選任される監査委員を常勤から非常勤に変更することに伴い、関係条例を改正するものである。

議第 9 0 号

人吉市特別会計条例の一部を改正する条例

人吉市特別会計条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

(9) 人吉市公共用地先行取得事業会計

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

人吉市公共用地先行取得事業会計を新設することに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 9 1 号

人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

人吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年人吉市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 0 号）により株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和 2 9 年法律第 9 1 号）等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 9 2 号

人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条の見出し中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 5 条の見出し中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 号中「第 2 4 条」の次に「第 1 項」を加える。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 1 4 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 2 4 条第 1 号中「法第 7 0 3 条の 5」の次に「第 1 項」を加え、同号ア及びイ中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 2 号中「法第 7 0 3 条の 5」の次に「第 1 項」を加え、同号ア及びイ中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 3 号中「法第 7 0 3 条の 5」の次に「第 1 項」を加え、同号ア及びイ中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3, 7 3 5 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6, 2 2 5 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 9, 9 6 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1 2, 4 5 0 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 260円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 100円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 200円

第24条の2中「前条」の次に「第1項」を加え、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第24条」の次に「第1項」を、「法第703条の5」の次に「第1項」を加える。

附則第3項、第4項及び第6項中「第24条」の次に「第1項」を加える。

附則第7項中「第23条」を「第24条第1項」に改める。

附則第8項から第13項までの規定中「第24条」の次に「第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第5条第1号、第14条第1項、第24条及び第24条の2の改正規定（「前条」の次に「第1項」を加える部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の人吉市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）等が公布され、国民健康保険税の改正部分が令和4年1月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 9 3 号

人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 条 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年人吉市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和 3 年 1 2 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

(人吉市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 人吉市国民健康保険条例（昭和 3 5 年人吉市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「4 0 4 , 0 0 0 円」を「4 0 8 , 0 0 0 円」に、「1 6 , 0 0 0 円」を「1 2 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 令和 4 年 1 月 1 日前に出産した被保険者に係る改正後の人吉市国民健康保険条例第 6 条第 1 項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）等の一部改正及び傷病手当金の支給に係る適用期間を延長することに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 9 4 号

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例（平成 3 0 年人吉市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) レンタルキッチンの運営に関する業務

(6) 宿泊施設の運営に関する業務

別表中「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同表に次の 2 表を加える。

8 レンタルキッチン

区分	基準額	徴収の時期
1 時間利用	3, 0 0 0 円	使用時
4 時間利用	1 0, 0 0 0 円	使用時
8 時間利用	2 0, 0 0 0 円	使用時

備考 使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とみなす。

9 宿泊施設

区分	基準額（1 人 1 泊当たり）				徴収の時期
	1 室を 1 人で 利用する場合	1 室を 2 人で 利用する場合	1 室を 3 人で 利用する場合	1 室を 4 人で 利用する場合	
セミダブル	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円	—	—	使用時
ツイン	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円	—	—	使用時
ドミトリ	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円	使用時

備考

- 2 日以上連続して宿泊施設を利用する場合の利用時間は、利用を開始する日の午後 3 時から利用を終了する日の午前 1 0 時までとする。
- 3 日以上連続して宿泊施設を利用する場合は、利用を開始する日及び利用を終了する日以外の日の午前 1 0 時から午後 3 時までの使用料は徴収しない。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

レンタルキッチン等の供用を開始するに当たりその使用料等を規定するため、条例の一部を改正するものである。

議第 9 5 号

人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、人吉市災害公営住宅等整備事業者（以下「事業者」という。）の選定等に関して審議する附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、経過及び結果を市長に報告する。

- (1) 事業者の選定に関すること。
- (2) その他事業者の選定に関し、市長が必要と認める事項

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中人吉市復興計画策定委員会の項の次に次の 1 項を加える。

人吉市災害公営住宅等整備 事業者選定委員会	委員長	日額	6, 0 0 0 円
	委員	日額	5, 5 0 0 円

(提案理由)

災害公営住宅等整備事業者の選定等に関して審議する附属機関を設置

するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに条例を制定するものである。

諮第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

吉 村 和 子

令和3年11月30日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

(提案理由)

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。

諮第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

祝 憲 生

令和3年11月30日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

(提案理由)

人権擁護委員を推薦するに当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞かなければならない。

